

外国貨物の蔵置等を行おうとする場所に係る届出について

標記について関税法第42条の規定により、下記のとおり公告する。

記

1 届出者の住所及び名称

東京都港区東新橋一丁目9番3号  
日本通運株式会社

2 届出に係る場所（保税蔵置場）の名称及び所在地

日本通運株式会社 八王子保税蔵置場  
東京都八王子市石川町2969-16

3 保税蔵置場の構造、棟数及び延べ面積

柱RC造 梁S造  
1棟 698平方メートル

4 蔵置貨物の種類

輸出入一般貨物

5 許可期間

自 平成24年10月 1日  
至 平成28年 1月 22日

平成24年10月1日

東京税関長 塚越 保祐